

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022 年 12 月 28 日
【発行者の名称】	フローバル株式会社 (FLOBAL CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 吉高
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町一丁目 15 番 10 号
【電話番号】	06-6536-2680
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高瀬 博
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	フローバル株式会社 https://flobal.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役もしくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 87 期（中間）	第 88 期（中間）	第 86 期	第 87 期
会計期間	自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日	自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日	自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日	自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日
売上高（千円）	2,645,209	3,122,077	4,636,043	5,392,662
経常利益（千円）	122,171	71,527	178,376	185,350
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（千円）	80,308	44,233	155,590	254,965
中間包括利益または包括利益（千円）	83,108	62,872	149,243	238,305
純資産額（千円）	1,967,362	2,193,430	1,885,010	2,122,558
総資産額（千円）	3,385,287	4,451,875	2,982,351	3,408,995
1 株当たり純資産額（円）	4,292.23	4,765.43	4,110.54	4,631.58
1 株当たり中間（当期）純利益（円）	175.16	96.37	337.91	556.23
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	58.1	49.3	63.2	62.3
自己資本利益率（％）	4.1	2.0	8.6	12.7
株価収益率（倍）	—	41.51	—	7.19
配当性向（％）	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△271,400	△463,526	420,600	△425,614
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	320,622	△112,984	△55,695	261,217
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	27,023	933,661	△145,317	81,042
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	678,352	886,524	596,908	520,773
従業員数（名） （外、平均臨時雇用者数）	103 (40)	119 (59)	104 (56)	105 (58)

（注） 1. 当社は、第 87 期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第 86 期の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 87 期の期首から適用しており、第 87 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第86期及び第87期中間連結会計期間の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第86期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第87期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第87期中間連結会計期間中の中間連結財務諸表及び第88期中間連結会計期間中の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1） 連結会社の状況

2022 年 9 月 30 日 現在

従業員数（名）
119（59）

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2） 発行者の状況

2022 年 9 月 30 日 現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与 （千円）
107（59）	41.6	8.3	4,894

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、契約社員、パート社員及び派遣社員の給与は含まれておりません。
4. 当社は、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3） 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2022年4月1日～2022年9月30日）における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による影響が続くなか、行動制限の緩和等により社会経済活動の回復に向けた動きが見受けられたものの、ウクライナ情勢に起因する資源・原材料単価の高騰や世界的なインフレーション、急激な円安の進行や海外景気の下振れなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する機械器具業界（機械器具卸売業及び機械器具小売業）では、需要先である製造業や建設業で部資材の仕入価格の上昇や供給制約などにより生産活動に影響がみられたものの、製造業では設備投資需要は持ち直しの動きを示し、建設業では新設住宅着工戸数やリフォーム需要は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、さまざまなリスクに備えながら積極的に事業展開を継続し、収益の確保に取り組んでまいりました。

当社グループの卸売・小売・海外の各販売事業では、需要先の成長分野や好況業種を対象に、新規開拓や既存顧客の深耕、新商品の拡販、仕入価格の上昇に伴う価格改定などの活動に注力しました。

また、各事業に新商品を供給する商品開発業務では、当期に自社オリジナル商品の空調冷媒配管向けフレアリングツール「フレアロケット」、海外提携メーカー製品の「ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手」などを上市しております。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高 3,122,077 千円（前年同期比 18.0%増加）、営業利益 70,346 千円（前年同期比 36.4%減少）となりました。また、経常利益は 71,527 千円（前年同期比 41.5%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は 44,233 千円（前年同期比 44.9%減少）となりました。なお、当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ、365,750 千円増加し、886,524 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、463,526 千円（前年同期は 271,400 千円の支出）の支出となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益 71,527 千円、仕入債務の増加額 48,814 千円、未収消費税等の減少額 32,011 千円によるものであり、支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額 520,300 千円、売上債権の増加額 69,741 千円、法人税等の支払額 49,855 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、112,984 千円（前年同期は 320,622 千円の収入）の支出となりました。支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出 109,361 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、933,661 千円（前年同期は 27,023 千円の収入）の収入となりました。収入の主な内訳は、短期借入金の純増加額 930,000 千円であり、支出の内訳は、リース債務の返済による支出 4,338 千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
卸売販売事業	2,219,254	111.8
小売販売事業	785,429	142.7
海外販売事業	117,392	107.4
合計	3,122,077	118.0

- (注) 1. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が 100 分の 10 以上の相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に 2021 年 12 月 16 日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 9 月 29 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(1) J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1 年を経過する日（当該1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1 年を経過した日から起算して1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社もしくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(2) J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 【注記事項】 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財務状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ、947,889千円増加し、4,058,762千円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加366,508千円、商品の増加528,642千円、電子記録債権の増加59,707千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ、94,990千円増加し、393,113千円となりました。主な要因は、ソフトウェア仮勘定の増加104,611千円、繰延税金資産の減少9,813千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ、955,707千円増加し、2,126,695千円となりました。主な要因は、短期借入金の増加930,000千円、電子記録債務の増加30,118千円、未払法人税等の減少26,520千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ、16,300千円増加し、131,748千円となりました。主な要因は、その他に含まれる長期未払金の増加16,718千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ、70,872 千円増加し、2,193,430 千円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加 44,233 千円、繰延ヘッジ損益の増加 10,500 千円、為替換算調整勘定の増加 8,599 千円であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2022年4月1日～ 2022年9月30日	—	487,080	—	90,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
岡田 吉高	大阪府大阪市北区	245,680	53.38
岡田産業株式会社	大阪市福島区福島一丁目1番48号	163,000	35.41
岡田 令奈	大阪府大阪市阿倍野区	25,000	5.43
フローバル従業員持株会	大阪府大阪市西区西本町一丁目15番10号	22,000	4.78
齊藤 辰男	新潟県新潟市中央区	1,000	0.22
株式会社浅井	東京都大田区平和島5丁目8番23号	1,000	0.22
合同会社 NRC	埼玉県深谷市東方町1丁目8番11号	1,000	0.22
柳澤 順	兵庫県西宮市	900	0.20
白 太成	大阪府大阪市城東区	600	0.13
株式会社三和金属工業	大阪府松原市三宅東3丁目2番40号	100	0.02
計	—	460,280	100.00

(注) 1. 当社が保有する自己株式数 26,800 株につきましては、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の 数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 26,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 460,200	4,602	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 80	—	—
発行済株式総数	487,080	—	—
総株主の議決権	—	4,602	—

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名 義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
フローバル 株式会社	大阪市西区西本町 一丁目 15 番 10 号	26,800	－	26,800	5.50
計	－	26,800	－	26,800	5.50

2 【株価の推移】

【当中間連結会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
最高 (円)	－	－	－	－	－	－
最低 (円)	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 2022年4月、5月、6月、7月、8月及び9月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2022年6月30日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第 6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999 年大蔵省令第 24 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	522,330	888,838
受取手形	290,132	320,890
売掛金	612,508	591,711
電子記録債権	285,063	344,771
商品	1,288,409	1,817,051
貯蔵品	22,655	14,313
その他	89,987	81,399
貸倒引当金	△213	△214
流動資産合計	3,110,873	4,058,762
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	66,679	63,080
リース資産（純額）	17,450	15,153
その他（純額）	11,320	14,455
有形固定資産合計	※ 1 95,449	※ 1 92,689
無形固定資産		
リース資産	5,669	3,995
ソフトウェア仮勘定	42,850	147,461
その他	11,479	14,883
無形固定資産合計	59,998	166,340
投資その他の資産		
投資有価証券	10,740	11,916
差入保証金	68,365	63,592
繰延税金資産	53,603	43,789
その他	11,716	16,609
貸倒引当金	△1,752	△1,824
投資その他の資産合計	142,673	134,083
固定資産合計	298,122	393,113
資産合計	3,408,995	4,451,875

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	359,694	378,389
電子記録債務	355,103	385,221
短期借入金	170,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	40,000	40,000
リース債務	8,413	7,920
未払金	117,696	122,210
未払法人税等	49,605	23,084
契約負債	12,453	11,130
賞与引当金	36,253	32,240
その他	21,768	26,497
流動負債合計	1,170,988	2,126,695
固定負債		
リース債務	17,161	13,316
役員退職慰労引当金	44,211	47,478
退職給付に係る負債	12,731	13,902
資産除去債務	41,343	40,333
その他	—	16,718
固定負債合計	115,448	131,748
負債合計	1,286,437	2,258,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	9,470	15,340
利益剰余金	2,050,987	2,095,220
自己株式	△30,661	△28,531
株主資本合計	2,119,796	2,172,029
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,752	2,290
繰延ヘッジ損益	—	10,500
為替換算調整勘定	10	8,609
その他の包括利益累計額合計	2,762	21,401
純資産合計	2,122,558	2,193,430
負債純資産合計	3,408,995	4,451,875

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
売上高	2,645,209	3,122,077
売上原価	1,793,642	2,246,471
売上総利益	851,567	875,605
販売費及び一般管理費	※ 1 740,905	※ 1 805,259
営業利益	110,662	70,346
営業外収益		
受取利息	47	98
受取配当金	203	234
仕入割引	2,423	1,618
鉄屑処分収入	—	1,213
その他	14,998	3,392
営業外収益合計	17,673	6,557
営業外費用		
支払利息	211	532
売上割引	3,719	3,959
ファクタリング売却損	511	605
その他	1,721	279
営業外費用合計	6,163	5,377
経常利益	122,171	71,527
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 2 0
特別損失合計	—	0
税金等調整前中間純利益	122,171	71,527
法人税、住民税及び事業税	46,501	22,780
法人税等調整額	△4,637	4,513
法人税等合計	41,863	27,293
中間純利益	80,308	44,233
親会社株主に帰属する中間純利益	80,308	44,233

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
中間純利益	80,308	44,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	280	△461
繰延ヘッジ損益	△2,207	10,500
為替換算調整勘定	4,726	8,599
その他の包括利益合計	2,800	18,639
中間包括利益	83,108	62,872
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	83,108	62,872
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	90,000	9,470	1,796,022	△29,903	1,865,588
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	80,308	—	80,308
自己株式の取得	—	—	—	△757	△757
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	—	80,308	△757	79,551
当中間期末残高	90,000	9,470	1,876,330	△30,661	1,945,139

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,938	4,710	12,772	19,422	1,885,010
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	80,308
自己株式の取得	—	—	—	—	△757
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	280	△2,207	4,726	2,800	2,800
当中間期変動額合計	280	△2,207	4,726	2,800	82,351
当中間期末残高	2,219	2,503	17,499	22,222	1,967,362

当中間連結会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	90,000	9,470	2,050,987	△30,661	2,119,796
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	44,233	—	44,233
自己株式の処分	—	5,870	—	2,130	8,000
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	5,870	44,233	2,130	52,233
当中間期末残高	90,000	15,340	2,095,220	△28,531	2,172,029

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	2,752	—	10	2,762	2,122,558
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	44,233
自己株式の処分	—	—	—	—	8,000
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	△461	10,500	8,599	18,639	18,639
当中間期変動額合計	△461	10,500	8,599	18,639	70,872
当中間期末残高	2,290	10,500	8,609	21,401	2,193,430

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	122,171	71,527
減価償却費	11,702	11,904
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,086	3,266
賞与引当金の増減額 (△は減少)	428	△4,012
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	69	72
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	555	1,170
受取利息及び受取配当金	△251	△333
支払利息	211	532
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,989	△69,741
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△227,739	△520,300
仕入債務の増減額 (△は減少)	△14,917	48,814
未収消費税等の増減額 (△は増加)	—	32,011
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,658	—
その他	△7,157	11,647
小計	△247,487	△413,441
利息及び配当金の受取額	251	333
利息の支払額	△193	△563
法人税等の支払額	△23,971	△49,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	△271,400	△463,526
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△564	△757
有形固定資産の取得による支出	△14,547	△5,548
有形固定資産の売却による収入	326,647	—
無形固定資産の取得による支出	△15,601	△109,361
投資有価証券の取得による支出	△98	△1,881
差入保証金の差入による支出	△203	△2,074
差入保証金の回収による収入	25,200	6,848
その他	△209	△209
投資活動によるキャッシュ・フロー	320,622	△112,984
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	60,000	930,000
長期借入金の返済による支出	△28,307	—
自己株式の処分による収入	—	8,000
自己株式の取得による支出	△757	—
リース債務の返済による支出	△3,912	△4,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,023	933,661
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,199	8,599
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	81,444	365,750
現金及び現金同等物の期首残高	596,908	520,773
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 678,352	※ 886,524

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

芙麓(上海)商貿有限公司

Flobal Korea Co.,Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産

商品

当社及び在外子会社は主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

当社及び在外子会社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

海外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～17年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

（４）退職給付に係る会計処理の方法

当社は主として確定拠出制度を採用しておりますが、一部確定給付制度も採用しております。確定給付制度では、功労のあった管理職に対して退職時に支給する功労金に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（５）重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日）を適用しており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（６）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、為替予約は実需の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

営業外収益

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取地代家賃」及び「為替差益」は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「受取地代家賃」に表示していた5,100千円、「為替差益」9,049千円及び「その他」848千円は、「その他」14,998千円として組み替えております。

営業外費用

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「ファクタリング売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間により独立掲記することとしております。また、前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸原価」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「賃貸原価」に表示していた778千円及び「その他」の1,454千円は、「ファクタリング売却損」511千円及び「その他」

1,721千円として組み替えております。

(追加情報)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大や収束時期に関しては、依然として予想することは困難な状況であります。当社グループは2022年度以降も一定期間にわたり継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化等した場合に、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。また、前連結会計年度から当該仮定に変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	126,767	134,757

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
従業員給料及び手当	252,168	276,015
賞与引当金繰入額	53,707	32,240
役員退職金引当金繰入額	1,235	2,664
退職給付費用	3,210	4,640

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
その他	—	0

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計 期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	487,080	—	—	487,080
合計	487,080	—	—	487,080
自己株式				
普通株式(注)	28,500	300	—	28,800
合計	28,500	300	—	28,800

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 300 株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計 期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	487,080	—	—	487,080
合計	487,080	—	—	487,080
自己株式				
普通株式(注)	28,800	—	2,000	26,800
合計	28,800	—	2,000	26,800

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少 2,000 株は、当社従業員持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
現金及び預金	681,677	888,838
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	△3,325	△2,314
現金及び現金同等物	678,352	886,524

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

(1) 有形固定資産

「工具、器具及び備品」であります。

(2) 無形固定資産

「ソフトウェア」であります。

2. リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・売掛金・電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業活動に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動リスクに備えるため、為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の信用度に基づき販売限度額を定めると同時に、期日管理・残高管理を行っております。取引先の信用状態については1年に一度見直しを行い、販売限度額の更新を行う体制にしております。

デリバティブ取引については取引先相手を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は輸入取引に係る為替変動リスクに対応し、為替予約取引を必要に応じて利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年 3 月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	10,740	10,740	—
資産計	10,740	10,740	—
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	40,000	39,985	△14
負債計	40,000	39,985	△14
デリバティブ取引（※ 2）	—	—	—

（※ 1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※ 2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間連結会計期間（2022年 9 月30日）

（単位：千円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	11,916	11,916	—
資産計	11,916	11,916	—
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	40,000	39,985	△14
負債計	40,000	39,985	△14
デリバティブ取引（※ 2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	16,044	16,044	—
デリバティブ取引計	16,044	16,044	—

（※ 1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※ 2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を

分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	10,740	—	—	10,740
資産計	10,740	—	—	10,740

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	11,916	—	—	11,916
資産計	11,916	—	—	11,916
デリバティブ取引(※)				
通貨関連	—	16,044	—	16,044
金利関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	16,044	—	16,044

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	39,985	—	39,985
負債計	—	39,985	—	39,985

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	39,985	—	39,985
負債計	—	39,985	—	39,985

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格を時価としております。入手した価格の構成要素として、観察可能な金利、外国為替等をインプットとして用いていることから、レベル2の時価に分類しております。取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	10,740	6,537	4,204
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	10,740	6,537	4,204
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	—	—	—
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,740	6,537	4,204

当中間連結会計期間（2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	10,657	7,095	3,562
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	10,657	7,095	3,562
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	1,258	1,320	△62
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	1,258	1,320	△62
合計		11,916	8,416	3,499

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2022年 3 月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2022年 9 月30日）

（単位：千円）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等の うち 1 年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	94,167	55,084	13,802
	中国元		84,008	84,008	2,241
合計			178,176	139,093	16,044

（注）時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	45,382	41,343
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,995	—
時の経過による調整額	47	27
資産除去債務の履行による減少額	—	△1,038
資産除去債務の見積りの変更による減少額	△8,082	—
中間期末残高（期末残高）	41,343	40,333

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
卸売販売事業	1,985,567	2,219,254
小売販売事業	550,380	785,429
海外販売事業	109,262	117,392
顧客との契約から生じる収益	2,645,209	3,122,077
その他収益	—	—
外部顧客への売上高	2,645,209	3,122,077

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,060,456	1,187,704
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,187,704	1,257,373
契約負債(期首残高)	6,981	12,453
契約負債(期末残高)	12,453	11,130

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間連結会計期間の期首現在の契約負債残高は、当中間連結会計期間の収益として認識されています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
4,631円58銭	4,765円43銭

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	175円16銭	96円37銭
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	80,308	44,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	80,308	44,233
普通株式の期中平均株式数(株)	458,477	458,979

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月28日

フローバル株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新 開 智 之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小 室 豊 和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフローバル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フローバル株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。